

令和2年 第1回定例会

# 道志村議会会議録

令和2年3月5日 開会

令和2年3月13日 閉会

道志村議会

## 令和2年第1回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第1号 (3月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	9
○議事日程の報告	9
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	12
○会期の決定	12
○一般質問	12
出羽和平君	13
菅谷政文君	21

### 第2号 (3月6日)

○議事日程	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため議場に出席した者の職氏名	30
○開議の宣告	31
○議事日程の報告	31
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	31

○議案第12号から議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	32
----------------------------------	----

### 第 3 号 (3月13日)

○議事日程	39
○出席議員	40
○欠席議員	40
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
○職務のため議場に出席した者の職氏名	40
○開議の宣告	41
○議事日程の報告	41
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第2号から議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第19号から議案第26号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	48
○閉会中の継続調査について	55
○村長挨拶	55
○閉議の宣告	56
○閉会の宣告	56
○署名議員	57

令和2年第1回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月26日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 令和2年3月5日(木)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（9名）

1番	佐藤長久君	2番	菅谷政文君
3番	佐藤和彦君	4番	杉本孝正君
5番	佐藤進君	6番	出羽和平君
8番	大田博文君	9番	池谷高明君
10番	佐藤一仁君		

---

不応招議員（なし）

---

## 令和2年第1回道志村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第11号 道志森のコテージの指定管理者の指定について
- 第 5 議案第12号 令和元年度道志村一般会計補正予算（第5回）
- 第 6 議案第13号 令和元年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第 7 議案第14号 令和元年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
- 第 8 議案第15号 令和元年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）
- 第 9 議案第16号 令和元年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第10 議案第17号 令和元年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）
- 第11 議案第18号 令和元年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例
- 第13 議案第 2号 道志村行政連絡員設置条例の全部を改正する条例
- 第14 議案第 3号 道志村印鑑条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 4号 道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第 5号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第 6号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例
- 第18 議案第 7号 道志村観光施設等事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部  
を改正する条例
- 第19 議案第 8号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第 9号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第10号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正

する条例

- 第22 議案第19号 令和2年度道志村一般会計予算  
第23 議案第20号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計予算  
第24 議案第21号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算  
第25 議案第22号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計予算  
第26 議案第23号 令和2年度道志村介護保険特別会計予算  
第27 議案第24号 令和2年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算  
第28 議案第25号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計予算  
第29 議案第26号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 

出席議員（9名）

- |     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 1番  | 佐藤長久君 | 2番 | 菅谷政文君 |
| 3番  | 佐藤和彦君 | 4番 | 杉本孝正君 |
| 5番  | 佐藤進君  | 6番 | 出羽和平君 |
| 8番  | 大田博文君 | 9番 | 池谷高明君 |
| 10番 | 佐藤一仁君 |    |       |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |        |          |       |
|--------|--------|----------|-------|
| 村長     | 長田富也君  | 副村長      | 長田公明君 |
| 総務課長   | 諏訪本栄君  | 住民健康課長   | 佐藤太清君 |
| 産業振興課長 | 佐藤万寿人君 | ふるさと振興課長 | 菅谷克士君 |
| 教育課長   | 山口かおり君 |          |       |
- 

職務のため議場に出席した者の職氏名

- 事務局主幹 諏訪本英樹君

---

### ◎開会の宣告

○議長（佐藤和彦君） 本日は、コロナウイルス感染予防、また拡散予防のために、全員マスク着用で会議を開かせていただきます。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第1回道志村議会定例会は成立しました。これより開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎村長挨拶

○議長（佐藤和彦君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和2年第1回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、3月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては年度末の何かとお忙しい中、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。日頃は村政運営に対しまして、ご指導・ご鞭撻をいただき、感謝申し上げる次第であります。

さて、今年1月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス、世界中が感染防止に取り組んでいるところでございます。国内においても、中国からの観光客、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客などからの感染が拡大し、その対策に取り組んでいます。2月25日には、国において新型コロナウイルスの感染症対策の基本方針が示され、27日には公立小学校・中学校・高等学校の臨時休校の要請があり、県からも同様の要請がありました。

本村ではこの要請を受け、3月4日から13日までの間、小中学校を臨時休校とし、体育施設などについても3月4日から15日までを休館し、感染防止対策を行うとともに、指定管理をお願いしている観光施設についても3月4日から15日の間、休業するよう要請いたしました。

このほか、感染防止の周知、会議・イベントなどで手洗い後のアルコール消毒、マスクの着用、観光施設での清掃・消毒の徹底、会議・イベントなどの開催の検討など行い、村民に情報提供しているところですが、感染拡大は国内外において収まらない状況です。今後も情



報収集に努め、感染防止に取り組んでまいります。

こうした中、7月には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。本村においては、自転車ロードレース競技会場として準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの影響で、開催に当たって様々な報道がされ、心配もありますが、オリンピック組織委員会としっかり連携し、着実に準備を進めてまいりますので、議員各位のご協力もお願いをいたします。

さて、来年度の国の財政状況では、国・地方ともに極めて厳しく、財政健全化は国・地方共通の重要な課題であり、「経済財政運営と改革の基本方針2019」で示された新経済・財政再生計画の枠組みの下、気を緩めることなく、本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが求められております。現在、国の令和2年度予算案の審議が行われているところです。消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算として101兆2,000億円の、過去最大の予算規模となっております。

道志村においても、今までの理念を引き続き推進するとともに、事務事業の見直しを行う中で、人口減少対策、減災・防災対策を重点事業にし、昨年購入した山梨県民信用組合道志支店の改修を行い、幼児から高齢者までの福祉事業の充実を図るとともに、社会福祉協会の活動強化のための拠点整備を行います。また、役場庁舎整備事業、非常用避難防災グッズ配布整備事業、県営減災・防災事業、森林環境譲与税事業、小規模治山事業、国道街路灯整備事業などにより、災害に強く安心して暮らせる地域づくりを行います。

そのほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進事業、景観整備事業経費などに、財源の重点的・効率的配分を行い、人と自然が輝く水源の郷、住んでみたい村 住んでよかった村の実現及び総合戦略の目的である人口対策などの実現を着実に推進し、村民の安全・安心に配慮した予算編成となっております。

さて、今期定例会にご提出いたします議案につきましては、概要を説明いたします。

初めに、条例ですが、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法及び自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の規定を整備するものであります。

議案第2号 道志村行政連絡員設置条例の全部を改正する条例につきましては、地方公務員

法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、行政連絡員は有償ボランティアとなるため、行政連絡員の身分及び報酬に関する規定を改正するとともに、行政連絡員の職務などに関して必要な事項を再整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 道志村印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人の中の権利の制限による措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第4号 道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例及び議案第5号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律などの一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年12月に国・県・村職員給与条例が改正されました。これに基づき、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 道志村観光施設等事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例につきましては、観光施設特別会計の休止及び観光施設の指定管理委託などにより、積立財源の対象が変わっているため、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 道志村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年度国民健康保険施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、消防団の処遇改善が求められるため、団員報酬の引上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号 道志森のコテージの指定管理者指定についてにつきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算ですが、議案第12号 令和元年度道志村一般会計補正予算（第5回）につきましては、国の補正予算での事業採択及び事業終了などによる歳入歳出の見直しにより、歳入歳出それぞれ6,085万1,000円を減額し、21億2,294万8,000円とするものです。主な歳入

は、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金などの減額です。歳出は、衛生費、商工費、諸支出金などの増額、総務費、民生費、農林水産業費、土木費、災害復旧費などの減額が主な内容となっています。また、地方債の減額、繰越明許費として総務費ほか1億7,159万7,000円となっています。以上が主な補正内容です。

議案第13号から議案第18号は、令和元年度各特別会計補正予算です。特別会計につきましては、年度末における事業終了などに伴い、歳入歳出の見直しによる予算調整となっております。

次に、令和2年度予算ですが、議案第19号 令和2年度道志村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を21億700万円とする予算で、昨年度と比較して2億2,900万の増額です。主な歳入は、村税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、村債となっております。また、主な歳出は、役場庁舎整備事業、国道LED街路灯設置事業、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進事業、旧山梨県民信用組合道志支店の改修整備事業、県営農村災害対策整備事業負担金、農道大指線開設事業、森林環境譲与税事業、県小規模治山事業、村道橋梁定期点検長寿命化事業、住宅建設事業、非常用避難防災グッズ整備事業、県公務支援システム使用負担金となっております。

議案第20号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を3億599万1,000円とする予算で、前年度と比較して3,717万6,000円の増額です。主な歳入は国民健康保険料、県支出金、繰入金。主な歳出は保険給付費、国民健康保険事業費納付金、県支出金となっております。

議案第21号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1億934万5,000円とする予算で、前年度と比較して58万6,000円の減額です。主な歳入は診療収入、繰入金。主な歳出は総務費、医業費、公債費となっています。

議案第22号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を9,086万8,000円とする予算で、前年度と比較して715万1,000円の増額です。主な歳入は、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、村債。主な歳出は簡易水道事業費、公債費となっています。

議案第23号 令和2年度道志村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を2億516万7,000円とする予算で、前年度と比較して110万1,000円の増額です。主な歳入は保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金。主な歳出は保健給付費、地域支援事業費、諸支出金となっています。

議案第24号 令和2年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44万円とする予算で、前年度と比較して8万2,000円の減額です。歳入は介護サービス事業収入、繰入金。歳出は総務費となっております。

議案第25号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億1,894万1,000円とする予算で、前年度と比較して557万8,000円の増額です。主な歳入は使用料及び手数料、繰入金、村債。主な歳出は浄化槽事業費、公債費となっております。

議案第26号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を5,199万6,000円とする予算で、前年度と比較して206万8,000円の増額です。主な歳入は保険料、繰入金。主な歳出は総務費、医療費負担金、保険事業費となっております。

以上、条例10件、事件案1件、予算案15件を提出いたします。提出議案内容については、概要を申し上げましたが、詳細内容については議案審議の説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

このほか、月夜野野原トンネル開設、国道413の危険箇所の改良、河川危険箇所改良、県道都留道志線新トンネルの開設、県営防災減災事業など、県事業についても積極的に働きかけを行ってまいりますので、議員各位のご協力をお願いし、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（佐藤和彦君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（佐藤和彦君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（佐藤和彦君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和元年11月、12月及び令和2年1月分の例月出納検査についての報告が提出されております。

また、同じく監査委員から、道志村監査基準の策定について通知されております。それぞれその写しをお手元に配付しております。

一般質問について申し上げます。

今定例会においては、申合せ事項により、一般質問に一問一答方式を加えて行います。一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨を分かりやすく簡潔にお願いをします。

次に、令和元年第5回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、出羽和平君。

〔議会運営委員長 出羽和平君 登壇〕

○議会運営委員長（出羽和平君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をいたします。

令和元年第5回定例会において、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に申し上げ、12月13日の本会議において議決された件について報告であります。

2月28日午後1時30分より、中央公民館第1会議室において委員会を招集しました。出席者は委員4名と議長、提出議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局主幹の出席がありました。

決定された事項は次の3項目であります。

- 1、会期は本日より3月13日までの9日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。
- 2、一般質問の通告者は2名です。
- 3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告とさせていただきます。

また、委員会後、今後も継続調査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

以上です。

○議長（佐藤和彦君） 総務文教常任委員長、大田博文君。

〔総務文教常任委員長 大田博文君 登壇〕

○総務文教常任委員長（大田博文君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和元年第5回定例会において、総務文教常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、令和元年12月13日の本会議において議決された件についての報告をいたします。

令和2年2月21日午後7時より、役場会議室において総務文教常任委員会を招集し、委員5名と議長、職務のため議会事務局長及び事務局主幹の出席があり、以下の項目の諸般の問

題について検討をいたしました。

1、提言4項目への回答書について。2、その他の事項。これらについて協議を行い、政策提言に対する回答内容を委員全員で情報を共有し、また今後の政策提言について意見交換を行いました。

以上で総務文教委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

また、委員会後、今後も継続調査を要することと決定いたしましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

○議長（佐藤和彦君） 建設厚生常任委員長、池谷高明君。

〔建設厚生常任委員長 池谷高明君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（池谷高明君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告であります。

令和元年第5回定例会におきまして、建設厚生常任委員会の調査について、継続調査を要する旨を議長に申し出、12月13日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和2年2月17日午後3時より、役場にて建設委員会を招集し、委員全員と議長、事業説明のため議会事務局長及び議会事務局主幹の出席があり、本年度提出された提言4項目について行いました。

道志村のやまゆりセンター裏山沢土石流箇所早期解消対策について。道の駅どうし、道坂川の土石災害防止処置について。村道三ヶ瀬線狭隘道路箇所の早期改善について。高齢者の村内病院等への送迎について。以上4項目について、回答書並びに詳しく説明を受け、委員全員で協議し、引き続きご努力いただくようお願いしました。

以上で建設常任委員会の活動報告とさせていただきます。

また、委員会後も、今後も継続調査を要することを決定しましたので、所管事務の調査について、議会規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申し出ました。

以上です。

○議長（佐藤和彦君） 広報常任委員長、菅谷政文君。

〔広報常任委員長 菅谷政文君 登壇〕

○広報厚生常任委員長（菅谷政文君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和元年第5回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、令和元年12月13日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和元年12月16日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催いたしました。議長及び議会事務局主幹、委員全員の出席があり、その後も12月17日、18日の合計3日間において、どうし議会だより第45号についてのレイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成ができました。令和2年1月1日に全戸に配布することができました。

令和2年2月28日午前10時より、議会事務局室において議長、事務局主幹、委員全員にて、第46号どうし議会だよりのレイアウトや掲載する内容、日程について協議いたしました。

以上2項目が広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会中の閉会中の継続調査申出につきましては、所管事務の調査について、今後継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出いたしました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤和彦君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤和彦君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第5番議員、佐藤進君及び第6番議員、出羽和平君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（佐藤和彦君） 日程2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から13日までの9日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの9日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（佐藤和彦君） 日程3、一般質問を行います。

質問の通告者は2名です。これから通告順に発言を許します。

---

◇ 杉 本 孝 正 君

○議長（佐藤和彦君） それでは、通告1番、4番、杉本孝正君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 4番、杉本孝正君。

〔4番 杉本孝正君 登壇〕

○4番（杉本孝正君） それでは、令和2年3月定例会においての一般質問をさせていただきます。

まず初めに、道志都留防災トンネルの進捗状況と今後の予定について。

さきの村長の村政報告会において長崎知事にお越いただき、話しておられました、道志都留防災トンネルの内容が表面化されていません。このトンネルは村長の公約であり、多くの村民も望むものです。いま一度、次のことについてお聞きします。

1つ目、道志防災トンネルの計画の状況は。2つ目、今後計画される次のステップ内容はどうのように考えるか教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 孝正議員さんの質問にお答えいたします。

県道都留道志線の新たなトンネルにつきましてということですがけれども、この道坂トンネルの実現は、私の政策の一番として、今日まで推進してまいりました。県政も、長崎知事が誕生して、これからさらに現実化に向かって進んでいくと思います。

そういうわけで、令和元年度に調査費が予算計上され、現在、ルートの調査をしながら、ルートの検討を行っている聞いております。今のところはそんなところかなと思っております。

〔「今後の活動の」という声あり〕

○村長（長田富也君） 2番目の、今後の提案とされる次のステップ内容はどうのように考えていますかのことでありますが、この事業のほうは、主体は山梨県になりますので、県の担当者から聞いている予定では、今後は地形や地質の調査など、より詳しい調査に入り、事業化が決定した後はトンネルの設計、用地関係に移っていくと、順番でいったらこういうふう



になっていくと思います。

以上ですけれども。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） ありがとうございます。順調に進んでおりますようですので、村長の開会の挨拶にもありましたように、県に積極的に働きかけて、村の村民の一番の関心事でありますので、今後ともよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

産業・地域経済活性化策は。

道志村の道志村総合計画の中に、村内での消費行動を推進・支援とあります。具体的には、日用品等の買い物に不自由する状況であるため、道の駅どうしを活用する等検討し、利便性の向上を図るほか、ガソリンなど生活必需品については、不自由なく購入できる買い物環境の整備を推進するとあります。

昨年暮れ、Yショップ白井平店が惜しまれつつ長い歴史に幕を閉じ、本村における買い物事情がますます困難になりました。また、一昨年より三光石油が開店休業の状態であり、過疎化の波がますます進み、閉塞感が否めません。こんな状況では、若者の流出はますます進み、人口減少に歯止めがかかりません。

村長提言の、住んでみたい村 住んでよかった村の実現が遠のくように思いますが、村長の考えをお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 次の質問にお答えいたします。

村内には大規模な小売店がなく、日用品を取り扱う小規模な商店が数軒営業しております。過去には、中学生から政策提言や住民アンケートの結果でも、買い物環境の整備は多くの村民が望むことと承知しております。

村では、道志村総合計画に基づき、道の駅どうしを活用した買い物環境の整備を推進するために、日用品や食料品などを踏まえた取扱い商品の見直しや、それに伴う営業時間の検討など、指定管理者である株式会社どうしと協議を進めてまいります。

また、ガソリンなどにおいても、住民の皆様の生活に欠くことができない必需品であります。特に本村のような過疎地域においては、重要な課題と認識しておりますので、今後、国

の動向も踏まえつつ、対策を検討してまいります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） ありがとうございます。

再質問です。道の駅を利用するというようなことなのですが、営業時間は、道の駅の営業時間は9時から12時となっておりますが、その営業時間はどのようになるか、また、食料品以外の品ぞろえ、ガソリン、灯油などの販売、従業員の配置はどのようになるか教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 担当課長さんのほうが詳しく説明できると思いますので、産業課長、お願いします。

[「ふるさと」という声あり]

○村長（長田富也君） ふるさとね。

○議長（佐藤和彦君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 再質問についてお答えいたします。

まず、営業時間についてでございますが、住民の利便性を考えて、延長等も含めた営業時間の協議を同時に行っているところでございます。

また、品ぞろえについてでございますが、現在、道の駅では、農産物と土産品を中心に販売しておりますが、生活必需品も踏まえた検討もしておりますので、より住民の皆様の要望に応えられるような品ぞろえも協議している最中でございます。

また、従業員の確保についてというご質問と思いますが、こちらについても株式会社では、今現在も新聞等の折り込みチラシに、従業員の募集等も行っておる状況ですけれども、今後、店舗の内容を踏まえながら、必要数の従業員を募集していく予定となっております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） ありがとうございます。

道の駅の既存店舗を使うようなんですけれども、店の規模と仕入れ先の確保、営業開始時

期についてなどお知らせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） まず、店の規模なんですけれども、既存の道の駅の店舗の中で今協議をしている最中ですが、確定としてはまだ、今協議中になっております。

また、仕入先はどこかというご質問ですが、仕入先についても既存の卸売業者等と、どのような品ぞろえができるかという協議を行っているところと、あと新規の卸というか事業者からも提案を受けている状況ですので、あくまでも今は検討段階で協議しているというところでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） 営業時期なんか、ちょっと教えてもらっていいですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 失礼しました。営業時期についても、まだ確定しているわけではなくて、あくまでも現場の株式会社どうしと協議をしている最中ですが、

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） ありがとうございます。村民の多くが望むものでありますので、早めの営業をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

オリンピック自転車ロードレースの対応について。

早いもので令和2年になり、東京2020オリンピック開催まで5か月を切りました。代表選手の選考も進み、オリンピック熱が盛り上がる中、7月24日の開会式に続き25日に男子、26日に女子と間近に迫ってきた自転車競技ロードレースの成功に向け、着々と準備が進んでいると思います。

改めて大会に向けた準備の進捗状況と、この大会を一過性のイベントにしないためのレガシーはどのようなになるか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 大会に向けた準備については、昨年実施されたテストレースにおいて出された課題等を組織委員会と共有して一つ一つ解決しながら、準備も予定どおり進捗している状況です。現在は、組織委員会から示された220名程度のコースサポーター確保に向け、テストレースに参加されたコースサポーターに参加の意向を確認しているところです。

今後は、資機材・人員等配置計画等を組織委員会と調整し、交通規制やそれに伴う周知を実施していくとともに、道の駅どうしで開催を予定しているコミュニティライブサイトに係る申請や準備、シティドレッシング等、村内の装飾による機運醸成、その他沿道の景観整備等も計画に沿って進めているところであります。

また、レガシーについては、オリンピック公式エンブレム入りのウェルカムボードを道の駅どうし及びやまゆりセンター周辺に設置し、レガシーロードとして周知していくこととしているほか、山梨自転車活用戦略会議において、富士北麓レガシーロード部会が設立され、サイクリストの受入れ体制づくりやモデルルート設定といった取組を行うこととしております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） ありがとうございます。

再質問です。昨年のテストイベントでは、観客が少なかったように思うのですが、オリンピックには世界各国から観戦客が押し寄せると思いますので、その対応は。また、コースサポーターの確保の状況についてお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） まず、再質問にお答えさせていただきます。

1つ目の、テストイベントの際に観客が少なかったというご質問で、その対応ということだと思っておりますが、確かに道志村全域が、テストレースのときには観戦禁止エリアということで、組織委員会から示されておりました。一部を除いて、観戦ができる場所は、歩道を確保しているところということで、組織委員会から言われておりますので、歩道がない部分

については観戦禁止という表記を組織委員会でした。それによって観客が少なかったと見ておりますので、その対応として、テストレース終了後、組織委員会と協議を重ねております。

村として安全確保が、対策ができるようなエリアについては、積極的に観戦可能という告知をしていいという打合せも随時行っております。また、テストレースのときにも再三告知はしましたが、あくまでも国道敷での観戦禁止という表現でございますので、国道沿いの民地に関しては、決して禁止、束縛というか、規制をしているものではないので、そのことについても繰り返し、今後告知していきたいと考えております。

また、もう一つ、コースサポーターの確保についてですが、今、さっきの回答にもあったとおり、テストレースに参加されたコースサポーターに、本番での参加の意向を確認しているところですが、若干、組織委員会から示された220名程度に届かない、若干足りなくなる見込みでございますので、不足分については再募集をさせていただきたいと考えております。以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） 再々質問です。

先ほどのコメントの中に、山梨自転車活用戦略会議とありましたが、どのような会議なのか教えてください。また、オリンピック終了後は今以上に自転車の数が増えると思うのですが、その対応はどのようになるか、サイクルサポートステーションの扱い等を踏まえて教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 1つ目のご質問の、山梨自転車活用戦略会議についてですが、これは山梨県が立ち上げた、県が事務局を持っている組織でございます。

その中に、富士北麓レガシーロード部会というものが部会として設立されまして、そのメンバーに道志村でも、ぜひ入ってくださいということで県からお声かけがあり、参加しております。

主な活動ですが、道志村山中湖のオリンピックロードコースを今後、県を挙げて告知していくと同時に、富士北麓地域全体を自転車のモデルルートとして設定していくものでございます。

まだ立ち上がったばかりで、会議にも一度参加したような状況でございますので、今後取組を推進していくこととなりますが、オリンピック終了後のレガシーとして、山梨県と道志村も一緒になりまして、観光振興という面で推進していくこととなります。そんなような組織でございます。

また、2つ目ですか、自転車が増える対策ということですが、当然自転車が今現在も増加している状況で、事故の懸念等もございますので、道路の拡張等も可能な範囲で求めていくことになろうかと思えます。

あと、サイクルサポートステーションの活用でございましたが、今現在、サイクルサポートステーションを申込みされているところが37か所ございまして、ちょうど1年経過するところでございますので、利用状況についてアンケートを実施しているところでございます。口頭で何件か、状況等は逐一聞いているところもありますけれども、サイクルサポートステーションに立ち寄るサイクリストの方が増えているという状況は伺っておりますので、今後も引き続き、サイクリストの休憩場所として、サイクルサポートステーションを引き続き周知していきたいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） ありがとうございます。

オリンピックが予定どおり開催されれば、本村の魅力的景観が全世界に発信されます。道志村がよりよいものになるように、成功に向けて議員一同努力してまいりますので、よろしくをお願いします。

次の質問です。

新型コロナウイルス対策は。

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月以降、新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以来、世界各地で感染報告がなされています。日本では、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスでの乗船者の集団感染で、600人以上の感染が確認され、全国各地で感染者増加の報道が毎日なされます。

幸い山梨では感染者が出ていませんが、いつ感染者が出てもおかしくない状況です。感染者が出たときの村の対応をお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） それでは、新型コロナウイルス対策は、村に感染者が出たときの対応はということですので、お答えいたします。

村に感染者が出たときの村の対応については、現在新型コロナウイルス対策のマニュアルがなく、新型インフルエンザ対策のマニュアルを準用し、山梨県富士東部保健所の指導により対応していきたいと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） それでは再質問です。

全国での感染者が1,000人以上を超え、本村の生活圏である相模原市で新型コロナウイルスによる80代女性の死亡が確認され、現在合計で18例の感染者が確認されています。

本村に感染してもいつおかしくない状態でありますので、村民への周知はどのようにするかお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 村では、村内未発生期の対応といたしまして3項目が、今現在対応しております。

1つ目として、管理職会議を開催し、対策の検討を随時開催しております。先ほど申した県、保健所との連携及び情報の収集です。

相談窓口の設置を、2月26日に保健師2名と衛生担当で対応を行っております。周知のほうにつきましては、端末機を利用しております。3月広報の配布により、住民への感染予防に向けてのチラシの配布並びに戸別端末機により対応しております。

消毒液、マスク、防護服、衛生材料の確認及び公共施設への配備を行っております。

以上が、未発生期の村としての対応です。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 杉本孝正君。

○4番（杉本孝正君） 今の答弁で、再々質問の内容がほとんど入っておりますので、これで一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤和彦君） 以上で通告1番、4番、杉本孝正君の一般質問を終わります。

---

◇ 菅 谷 政 文 君

○議長（佐藤和彦君） 続いて、通告2番、2番、菅谷政文君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 2番、菅谷政文君。

〔2番 菅谷政文君 登壇〕

○2番（菅谷政文君） それでは、3項目の質問をさせていただきます。

まず、1番です。担当課、産業課長に対してです。

一般ごみの処理問題についてということで、近年新たに転入された住民や別荘の一般ごみの処理について、多くの方々が苦慮している様子です。中には村内の自治会に加入されている方もいるようですが、そこで伺います。各地区の自治会への呼びかけ、橋渡し等の働きかけを村として行っているのか、また行っている場合、その結果をお聞かせ願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 新たに住民になられた方には、転入手続の際に、ごみの出し方について説明を行っております。

基本的に、住まわれている地区の自治会のごみステーションを利用させていただくよう案内をし、役場担当から自治会長宛てに、新たに利用の希望者がいる旨の電話をするなどの方法をとっております。

ほとんどの地区で利用できておりますけれども、一部で拒否される場合もございます。その場合は、解決するまで、一時的に役場のステーションを利用させていただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） ただいま、行っているとの、最初、入居、道志村へ入ったときに行っているということでございますが、それ以外では、ですから最近において、どのような周知方法をされたか、最近その後は、じゃ、一切されていないということですか。その後というのは、入居時に役場に来たときにはされていると、そのほかのときにされているという



のは、通知はないですか、事例は。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） ここ数年、私の把握している限りでは、地区で自治会のステーションに捨てられないという案件もありましたけれども、役場のほうから、どうか捨てさせてもらえないかというような案内をして、解決に至ったということはありませんけれども、今現在、ステーションを利用できないで困っているという、そういう相談は来ておりません。以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） もう一度、質問のほうお願いします。

実は、最近ですけれども、直接ではありませんけれども、ある人を介して、ちょっとごみのほう、処理に困っていると。それで、その場合どうしたらいいのかということで尋ねられたもので、その辺が、ちょっと時期は違いますけれども、2か所ほどあります。

今後は、じゃ、そういうことについては、担当課のほうに相談をしてくれというようなことでよろしいわけですね。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 産業振興課の担当のほうに連絡いただければ、どういう解決方法があるのかをご案内いたします。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） 分かりました。次の質問に移ります。

当該住民や別荘専用の新たなごみステーションを設置する、それを回収するという、そういった考えはどのようになっていますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 現在も役場の決まりの中に、自治会以外でも10戸以上の利用者が集まった箇所においては、10万円を上限にごみステーションの設置補助金を出してお

りますので、そちらをご利用いただいております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） じゃ、再々で。

現在、当該住民や別荘専用のごみステーションと呼ばれるものは、村内に何か所ぐらい設置されているんですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

[「はい議長」という声あり]

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 自治会以外で設置されているのは4か所でございます。

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） 分かりました。まだ、確かにそういったことに苦慮している方もいらっしゃるもので、またその辺の対応を今後担当課のほうに申し出ましたら、よろしく願います。

次に、鳥獣ネットについてお聞きします。

現在、村内の大部分に鳥獣ネットが完備されておりますが、余り効果が見られず、ネットの内側に鹿、イノシシの生息が見られます。農家の皆様も、半ば諦めている感もありますが、個々の耕作地を防御するための施設に対し、限度10万円以下での補助金制度もあります。

そこで伺います。1問目、防御施設購入費用の限度額を現行の半額から8割ないし9割と大幅に上げるといような、そういった考えはいかがでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 個人で設置した柵などに対する補助率は、現在は材料費の50%ですが、農家が市場や道の駅に出荷できない状態で、被害金額が高額になって経営が困窮するなど、そういうような事案が発生して、引上げに対する機運が高まれば、当然議論できることと考えております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） じゃ、そういった、また場合には、早急なまた検討のほうを、ひとつ

よろしく願いいたします。

続いて、その鳥獣ネットに関してですけれども、必要とする多くの農家の方は高齢化が進み、個人でのネット等の設置ができず、諦めている人も見られます。高齢者の方々の野菜作り等の楽しみ、張り合いを応援する意味でも必要かと思いますが、家庭菜園のみを対象としてでも設置費に補助金制度の考え等は、どんな様子ですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 現在の制度は、農家に対する農業の予算から助成する制度ですので、家庭菜園に対しては考えておりません。

以上です。

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） はい、分かりました。

では、現時点で鳥獣ネットの内側に多くの鳥獣が入り、すみついている鹿とかイノシシに対するネットのほかに、何か対策として考えていることがありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 菅谷議員ご指摘のように、中に入り込んだイノシシ等が畑を掘って困るという、そういう相談がたくさん役場にも来ておりますので、新たにこの3月補正で、イノシシのおり、捕獲用のおりを、大変大きなもので延長が2メートル、縦横1メートルという、そういう大きいおりを買いまして、猟友会に委託して、わなによる捕獲をしていただくよう委託する予定でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） 今のおりというのは、当然仕掛けで捕獲のためだと思うんですけども、個数、村内で何か所ぐらいが予定されているんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 今回の予算による措置は、ちょっと高額だったものですから、3つ買う予定でおります。今後も予算を確保して、必要な個数だけ増やしていこうと、

そういう現状でございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） 分かりました。ちょっと3つでは、3個じゃ少ないような感じもするんですけども、予算等もありますから、とにかく多くの家庭で、自分の家で食べているだけの野菜に関しても、とにかくやられてどうしようもないということが多いもので、できるだけこの辺の対応、猟友会にもお願いしながら、ひとつよろしくお願ひします。

次の、道志の湯の運営についての質問をさせていただきます。

道志の湯は、最近利用者が大幅に伸びており、一番の要因は、65歳以上の無料化にしたことであると考えます。昨年10月と11月の2か月間で、65歳以上の利用者は197人、12月と1月の2か月間で1,898人と、約10倍という予想以上の伸びとなっております。住民サービスの観点から見ると、大ヒットと言えらると思ひますが、そこで次の内容をお聞ひします。

4月以降も、現行の無料化継続についての考えをお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 現在のところは、4月以降の無料化の予定はありません。

以上です。

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） 今、4月以降はないということですが、今回、約4か月ですか、3月までは、4か月間やった、じゃ理由のほうを、ちょっと聞かせてもらえたらと思ひます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 今回実施した理由は、昨年の台風以降、よそから来るお客さんも大変減っているということ、それに比べまして施設の維持経費、お湯を沸かすということ自体は同じように毎日実施しているということで、ふだん村民の利用者も少ないということ、道志の住民の方たちにも利用していただく、温泉のよさを知っていただくということと、お年寄りの福祉というようなことも兼ねまして、無料化ということを実施いたしました。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） 分かりました。今回、事由を考えるに、冬季だからというようなことも多分あるかと思えます。また繁忙期になれば、道志の湯のほうにも一般のお客さんも入ってもらえると、そんなふうなことから冬季だけ、冬の間だけそういったことをというふう考えたと思えますけれども、ちなみに、ちょっと調査の結果ですけれども、2月も1,100人、もうちょっと増えると思う、今後こういったことが大変、運営活動においても何かの参考になるんじゃないかなと思えますから、ぜひその辺も考慮して、今後の活動に活かしてもらえたらと、そんなふうに思います。

じゃ、次にちょっと質問移ります。

無料化によって利用者が増えている一方、多くの方々から、湯量が少ないのではと、効能が開業時と比べて落ちているのでは等の意見も聞きます。

改善策の一つとして、現在使用している管の清掃やポンプの交換等が考えられますけれども、もしそういったことを行う場合の費用はいかほどぐらいになるのか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 道志の湯の設備につきましては、老朽化したものを順次交換しております。熱交換器を取り換えた効果で、湯の温度も十分確保できるようになっております。

菅谷議員のおっしゃるとおりに、源泉の管も結構古くなっております。それらの管の清掃にかかる費用ですけれども、業者のほうに問い合わせたところ、清掃というのは現実的ではないので、交換ということになるかという、そういうご指摘をいただいたので、ポンプの交換込みで、管の交換、ポンプの交換合わせて、最低でも1,200万はかかるであろうと。

引き上げる際のやぐらの状況で、今現在のがそのまま使えれば、比較的安くできるんですけれども、やぐらも交換しなければならないとなると、プラスアルファでかかると、そういう回答をいただきました。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 菅谷政文君。

○2番（菅谷政文君） 分かりました。大量の細かい質問に対してお答えいただきまして、あ

りがとうございました。

これについてはとにかく、私も風呂のほうへ行って話を聞くに、大変喜んでいる方が多い。また、事務のところで内容をお聞きしましたら、1人の人が何回も来ている、そういったことも多少はあるんでしょうけれども、何名の方が来ているというところまでお湯のほうで、事務のほうで調査していることに対して、非常に今後の参考になってくるんじゃないかなというふうに感じましたので、引き続き村民が、多くの方がこれだけの足を運んでくれているということを考えて、ぜひ今後も時々こういったことをやってもらいたく、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

以上で私の質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤和彦君） 以上で通告2番、2番、菅谷政文君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

（午前11時20分）

---

## 令和2年第1回道志村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年3月6日（金曜日）午後3時15分開議

- 第 1 議案第11号 道志森のコテージの指定管理者の指定について
- 第 2 議案第12号 令和元年度道志村一般会計補正予算（第5回）
- 第 3 議案第13号 令和元年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第 4 議案第14号 令和元年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
- 第 5 議案第15号 令和元年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）
- 第 6 議案第16号 令和元年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第 7 議案第17号 令和元年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）
- 第 8 議案第18号 令和元年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

---

### 出席議員（9名）

1番	佐藤長久君	2番	菅谷政文君
3番	佐藤和彦君	4番	杉本孝正君
5番	佐藤進君	6番	出羽和平君
8番	大田博文君	9番	池谷高明君
10番	佐藤一仁君		

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	諏訪本栄君
住民健康課長	佐藤太清君	産業振興課長	佐藤万寿人君
ふるさと振興課長	菅谷克士君	教育課長	山口かおり君

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本 英 樹 君



---

◎開議の宣告

○議長（佐藤和彦君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第1回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後3時15分)

---

◎議事日程の報告

○議長（佐藤和彦君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2日目のおりであります。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤和彦君） 日程第1、議案第11号を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第11号は、令和2年4月1日から、指定管理期間が新たに始まる公の施設管理者を、地方自治法第244条の2、第3項及び各公の施設の設置及び管理に関する条例の指定管理に関する規定に基づき指定するものでございます。地方自治法第244条の2、第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため、議案を提出いたします。施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間を読み上げることで説明とさせていただきます。

議案第11号 道志森のコテージの指定管理者の指定について。

施設の名称、道志森のコテージ。

指定管理者となる団体の名称、道志村6894番地の4、道志村観光協会会長、池谷昌久。

指定期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤和彦君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第12号から議案第18の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤和彦君） 日程2、議案第12号から、日程8、議案第18号までの7案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を順次願います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第12号 令和元年度道志村一般会計補正予算（第5回）につきましては、第1条歳入歳出予算で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,085万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,294万8,000円とするものです。

主な歳入につきましては、1款村税は年度末の収入見込みにより134万2,000円の増額、3款利子割交付金から8款地方特例交付金は交付額の減により総額53万2,000円の減額、11款分担金及び負担金は、民生費負担金57万9,000円の増額、12款使用料及び手数料は総務費使用料、農林水産使用料、総務手数料等による1,513万4,000円の減額、13款国庫支出金は民生費国庫負担金、地方創生推進交付金、教育費国庫補助金の増により770万8,000円の増額、災害復旧費国庫負担金、消防費国庫負担金、土木費国庫補助金等2,878万4,000円の減額により2,262万円の減額、14款県支出金は児童福祉費負担金、教育費県負担金、農地費補助金、農林水産業施設災害復旧費補助金等1,897万9,000円の増額、保険基盤安定負担金、社会福祉費補助金、林業費補助金、教育費県補助金、総務費委託費等147万2,000円の減額により、

1,692万4,000円の増額、16款寄附金は人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金700万円の増額、17款繰入金は道志村財政調整基金繰入金、道志村公共施設整備等事業基金及び植草浩子水源林保全基金等4,693万6,000円の減額、19款諸収入は雑入の減による53万5,000円の減額、20款村債は補正予算債の増額、過疎対策事業債、災害復旧債の減額により90万円の減額です。

次に、主な歳出につきましては、1款議会費は需用費、役務費、人件費等の不用額158万1,000円の減額、2款総務費は、事業終了により事業費の確定による人件費、事業費負担金等の不用額1,892万9,000円の減額、3款民生費は国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金等の減額、事業終了による事業費の確定による事業費、補助費、扶助費、負担金等1,711万3,000円の減額、4款衛生費は、国民健康保険診療所会計の繰出金、扶助費等の増額、事業終了による事業費の確定による人件費、需用費等の減額により492万円の増額、6款農林水産業費は野生イノシシ侵入防止柵設置事業、農道橋梁個別施設画策定事業の増額、事業終了により事業費の確定による人件費、委託料、負担金及び山伏森林公園整備事業未執行の減額により1,683万3,000円の減額、7款商工費は道志の湯指定管理委託料の増額、事業終了による事業費の確定、人件費、需用費等の減額により593万4,000円の増額、8款土木費は簡易水道特別会計繰出金、住宅修繕費の増額、浄化槽事業特別会計繰出金、事業終了により事業費の確定による人件費、委託料の減額により1,454万4,000円の減額、9款消防費は広域常備消防事務委託料の増額、事業終了によります人件費、需用費、負担金補助等の減額により127万円の増額、10款教育費は公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の増額、事業終了による事業費の確定により、人件費、需用費負担金等の減額により1万9,000円の減額、11款、災害復旧費は査定による事業費確認により1,530万円の減額、12款公債費は利子不用額の減額により3万4,000円の減額、13款諸支出金は、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金の増額、基金預金利子の減額により1,137万8,000円の増額、以上が歳入歳出の内容となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、第2条地方債補正につきましては、補正予算債550万円の増額、過疎対策事業債60万円、災害復旧事業債580万円の減額により90万円の減額です。

なお、総額では2億2,201万4,000円を2億2,111万4,000円とするものです。

詳細につきましては、第2表地方債補正のとおりです。

次に、第3条繰越明許費補正につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により翌

年に繰越して使用することができる経費は、1款総務費1,785万円、4款衛生費1,444万2,000円、6款農林水産業費1,227万5,000円、7款観光費935万円、11款災害復旧費1億1,768万円です。

詳細につきましては、第3表繰越明許費のとおりです。

以上が令和元年度一般会計補正予算（第5回）の内容です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第13号 令和元年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ889万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億727万6,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険料77万円の減額、6款県支出金740万7,000円の減額、8款繰入金72万4,000円の減額、10款諸収入3,000円を増額するものです。

歳出につきましては、2款保険給付費798万6,000円の減額、6款基金積立金400万円の増額、7款諸支出金461万2,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第14号 令和元年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ338万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億687万6,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入462万円の減額、3款繰入金123万9,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費308万1,000円の減額、2款医業費30万円の減額をするものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第15号 令和元年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,601万円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、5款一般会計繰入金を17万円の増額、8款の村債、簡易水道事業債、過疎対策事業債をそれぞれ10万円減額するものです。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費の営業費、総務費の中の研修参加負担金を3万円減額するものです。起債につきましては、第2表地方債補正のとおりです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第16号 令和元年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ347万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,096万6,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款保険料14万2,000円の減額、3款国庫支出金38万2,000円の減額、4款支払基金交付金64万9,000円の減額、6款繰入金202万5,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費51万5,000円の減額、2款保険給付費135万6,000円の減額、4款地域支援事業費160万1,000円の減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくご願ひいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第17号 令和元年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ972万7,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億925万4,000円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、5款繰入金の一般会計繰入金を972万7,000円減額するものです。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費の営業費、総務費を95万円減額、施設費を877万7,000円減額するものです。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第18号 令和元年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,052万8,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料29万4,000円の減額、6款繰入金166万3,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費8万5,000円の減額、2款後期高齢者医療負担金175万9,000円の減額、3款保健事業費15万3,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤和彦君） 以上、7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号から議案第18号までの7案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

7案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第18号までの7案件については原案のとおり決しました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後3時40分)

---

## 令和 2 年 第 1 回 道 志 村 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 3 月 1 3 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例
- 第 2 議案第 2 号 道志村行政連絡員設置条例の全部を改正する条例
- 第 3 議案第 3 号 道志村印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 4 号 道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5 号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6 号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例
- 第 7 議案第 7 号 道志村観光施設等事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部  
を改正する条例
- 第 8 議案第 8 号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 1 0 号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正  
する条例
- 第 1 1 議案第 1 9 号 令和 2 年度道志村一般会計予算
- 第 1 2 議案第 2 0 号 令和 2 年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 1 3 議案第 2 1 号 令和 2 年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 1 4 議案第 2 2 号 令和 2 年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第 1 5 議案第 2 3 号 令和 2 年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 1 6 議案第 2 4 号 令和 2 年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 1 7 議案第 2 5 号 令和 2 年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 2 6 号 令和 2 年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 9 閉会中の継続調査について



出席議員（9名）

1番	佐藤長久君	2番	菅谷政文君
3番	佐藤和彦君	4番	杉本孝正君
5番	佐藤進君	6番	出羽和平君
8番	大田博文君	9番	池谷高明君
10番	佐藤一仁君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	諏訪本栄君
住民健康課長	佐藤太清君	産業振興課長	佐藤万寿人君
ふるさと振興課長	菅谷克士君	教育課長	山口かおり君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本英樹君

---

### ◎開議の宣告

○議長（佐藤和彦君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第1回道志村議会定例会第3日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（佐藤和彦君） 本日の議事は、配付してあります日程表第3日目のおりであります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤和彦君） 日程1、議案第1号を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の規定を整備するものであります。

改正内容につきましては、道志村職員定数条例において、条例定数の適用除外になる臨時的任用職員の範囲を臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定する旨の改正。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例において、地方公務員法の一部の改正に伴い引用条項の整理。

道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において、フルタイム会計年度任用職員を報告の対象とする職員に加える。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例において、会計年度任用職員の分限による休職期間を任務の範囲内とする。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例において、パートタイム会計年度任用職員の懲戒による報酬の減額に関する規定の追加。

職員のサービスの宣誓に関する条例において、会計年度任用職員のサービスの宣誓については任命権者が別に定めることができるとする。

道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については規定の定める基準に従い任命権者が定めるものとする。

道志村職員の育児休業等に関する条例において、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について、会計年度任用職員を対象外とする。また部分休業をしている職員の給与の減額について、会計年度任用職員も対象とする。

道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例において、特別職の範囲が専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行う者に厳格化されたことに伴い、報酬の支給対象者の見直し。

道志村職員給与条例において、会計年度任用職員の給与については常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別の条例で定めるとする。

道志村職員特殊勤務手当支給条例において、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲に会計年度任用職員を加える。

単純労働職員の給与に関する条例において、単純労働職員の給与の種類に会計年度給与条例を加える。

道志村職員旅費支給条例において、会計年度任用職員制度の導入に伴い、文言の整理を行う。

道志村学校給食センター設置管理条例において、調理員の身分は会計年度任用職員であることの明記。

道志村国民健康保険診療所条例において、事務員の身分は会計年度任用職員であることを明記。

道志村国民健康保険歯科診療所条例において、衛生士及び助手の身分は会計年度任用職員であることを明記。

以上が主な改正内容です。

なお、この条例の施行期日は、附則で令和2年4月1日となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤和彦君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第2号から議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤和彦君） 日程2、議案第2号から日程10、議案第10号までの9案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第2号 道志村行政連絡員設置条例の全部を改正する条例についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、行政連絡員は有償ボランティアとなるため、行政連絡員の身分及び報酬に関する規定を改正するとともに、行政連絡員の職務等に関して必要な事項を再整備するため、道志村行政連絡員設置条例について改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第1条目的において、村の行政事務の円滑な運営及び住民の利便を図るため、道志村行政連絡員を設置することについて必要な事項を定めることを目的とすると定め、第2条行政連絡員の設置において、別表に定める区域につきそれぞれ1名の行政連絡員を置くと定め、第3条で委嘱、第4条で任期、第5条で職務において、1、行政の円滑な運営と住民福祉の増進のための連絡及び調整に関すること。2、公文書、広報等の配布に関すること。3、投票所入場券、選挙公報の配布に関すること。4、災害情報の収集及

び伝達に関すること。5、各種募金に関すること。6、各種調査報告に関すること。7、その他、村長が必要と認めることを掲げ、第6条で報償、第7条で服務、第8条で会議の招集、第9条で解職、第10条で委任を定めております。

以上が条例の内容です。

なお、附則で、施行期日は令和2年4月1日となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第3号 道志村印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和元年12月14日から施行される成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法令の施行に伴い、条例を改正するものであります。

前回の改正で、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請をすることができる。ただし、意思能力を有しないものは印鑑の登録することができないよう改正を行ったが、改正漏れをしている箇所があったため、再度改正を行うものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用すると定めております。

以上が道志村印鑑条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしく願いいたします。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第4号 道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、関係法令の題名変更に伴い、第6条第2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改め、関係法令の条ずれに伴い、第3条第1項を第6条第1項に改正を行うものです。

なお、附則で、施行期日は公布の日から施行すると定めております。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第5号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村手数料徴収条例、平成12年道志村条例第10号におきまして、各種行政サービスにおける手数料について定めておりますが、デジタル手続法の改正に伴い、除票または戸籍の附票の除票に関する証明手数料及び写しの交付手数料と通知カードの廃止を定め、条例に追加するものです。

内容につきましては、住民票の除票または戸籍の附票の除票に関する証明手数料及び写しの交付手数料が、1件につき300円となっております。また、通知カードは廃止されることに伴い、再交付手数料はなくなります。

なお、この条例の施行期日につきましては、第1条が公布の日から、第2条が令和2年5月30日からとなっております。

ご審議をよろしくお願いいいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第6号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和元年度の人事院勧告を受け、国では給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、国家公務員の給与改正が行われ、県においては山梨県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告により、県職員の給与条例の改正が行われました。これらに基づき、道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、一般行政事務給料表、看護・保健職給料表、福祉職給料表及び教育職給料表の額の改定を行うものです。

なお、附則で、施行期日は令和2年4月1日となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

続きまして、議案第7号 道志村観光施設等事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、観光施設特別会計の休止及び観光施設の指定管理委託などにより、積立財源の対象が変わっているため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第2条積立てを、基金として積み立てる額は、甲の施設の指定管理協定書において発生する本村への納付金等及びその他の資金をもって、一般会計歳入歳出予算で定めるものとするに改正を行うものです。

なお、附則で、施行期日は公布の日から施行するとなっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第8号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成29年度税制改正により配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が改正されました。それに伴い、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱が改正され、今回の改正となりました。

改正内容につきましては、第4条第2号中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改め、同号中、控除対象扶養親族を扶養親族に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第9号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、道志村国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

条例改正の背景においては、平成31年度税制改正の大綱において、国民健康保険料で課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険税において同様の措置であります。

条例の改正の内容につきましては次のとおりです。

課税限度額の引上げとして、基礎賦課額に係る賦課額、賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げられます。低所得者の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準を、5割軽減の金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の金額を51万円から52万円に引き上げるものです。

なお、附則の第1条において、この条例は令和2年4月1日から施行すると定めております。また、2条において、改正後の国民健康保険条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料に適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしています。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第10号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、消防団員の処遇改善として団員報酬、費用弁償が求められています。近隣市町村との均衡を考慮し、さらなる地域防災力の充実を図るために、消防団員報酬の引上げに必要な条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、第12条中、班長、年額1万円以内を班長、年額1万5,000円以内に改め、団員、年額5,000円以内を団員、年額1万円以内に改める内容となっております。

なお、附則で、施行期日を令和2年4月1日から施行すると定めております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤和彦君） 以上の9案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、9案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（佐藤和彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号から議案第10号までの9案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

9案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第10号までの9案件については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第19号から議案第26号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤和彦君） 日程11、議案第19号から日程18、議案第26号までの8案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長は順次説明を願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第19号 令和2年度道志村一般会計予算についてご説明いたします。

令和2年度予算編成に当たり、厳しい財政環境にあるとはいえ、村民が真の豊かさを実感でき、道志村総合計画、道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種施策、事業等をスピーディーに実行し、村民の期待に応じていくために、令和2年度予算は歳出歳入の見直し、国、県の改革の動向を見極めながら、これまで以上に事業の成果や施策の優先度を厳しく精査して、財源の重点的、効率的配分を行うなど、創意と工夫を重ね、財政の健全化を図ることを基本方針に、令和2年度予算案の作成を行いました。

こうした中で、今までの事業を引き続き推進するとともに、事務事業の見直しを行う中で、人口減少対策、減災防災対策を重点事業にし、昨年購入した山梨県民信用組合道志支店の改修を行い、村民ふれあいセンターとして、幼児から高齢者までの福祉事業の充実を図るとともに、社会福祉協議会の活動強化のための拠点整備を行います。また、役場庁舎整備事業、非常用避難防災グッズ配布整備事業、県営防災減災事業、森林環境譲与税事業、小規模治山事業、国道街路灯整備事業等により、災害に強く安心して暮らせる地域づくりを行います。そのほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進事業、景観整備事業経費等に財源の重点的・効率的配分を行い、人と自然が輝く水源の郷、住んでみたい村 住んでよかった村の実現及び総合戦略の目的である人口対策等の実現を着実に推進し、村民の安全・安心に配慮した予算編成となっております。

令和2年度当初予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21

億700万円と定めるものであります。昨年の当初予算に比べ2億2,900万円の増額、率にして12.1%の増となっております。

歳入は前年に比べ、村税の個人住民税、固定資産税の増額、森林環境譲与税、地方消費税交付金の増額、村の歳入の中核である地方交付税については、対前年当初比3.9%の増額を見込んでおります。

国庫支出金については、民生費国庫補助金、土木費国庫補助金、民生費県負担金補助金、総務費県補助金の増額、寄附金の増額、繰入金の増額となっております。

地方債は、過疎対策事業債の増額、臨時財政対策債の減額により、対前年度比25.1%増となっております。

歳出は前年に比べ、総務費において総務管理費、戸籍住民基本台帳費の増額、徴税費、選挙費の減額、民生費において社会福祉費、児童福祉費の増額、衛生費において保健衛生費の増額、農林水産業費において農林費の増額、林業費の減額、商工費において商工費の減額、土木費において土木総務費の減額、道路橋梁費、住宅費の増額、消防費において消防費の増額、教育費において教育総務費、保健体育費の減額、道志小学校費、公民館費の増額、公債費において元金償還金の増額、諸支出金において備品費の増額となっております。詳細につきましては第1表歳入歳出予算のとおりです。

次に、第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、第2表地方債に定めるものであります。

次に、第3条一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5億円と定めるものであります。

次に、第4条歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額の流用を給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足を生じた場合における、同一款内での各項での流用を定めるものであります。なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和2年度道志村一般会計予算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第20号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計予算に

ついてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億599万1,000円と定めております。

第2条におきまして、歳出予算の流用について定めるものであります。

国民健康保険制度は国民皆保険を支える重要な基盤であり、安定的な運営を可能となるように進めるためには、国の財政支援を拡充するとともに、都道府県内において統一的な方針の下に運営を行い、事務の広域化、効率化を図る必要があります。

山梨県国保運営方針では、国保運営を安定させ、保険料を増加させないよう取り組んでいくと同時に、いずれは保険料を県下統一にすることを目標としています。村ではその方針に基づき、平成31年度から保険料算定方式の一つである資産割を廃止し、現行の4方式、所得割、資産割、平等割、均等割から県推奨の3方式へと移行しました。

令和2年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

国民健康保険料については、加入世帯から徴収する保険料を5,644万2,000円と定め、使用料及び手数料2万円、県支出金として保険給付費等普通交付金1億7,504万4,000円、保険給付費等特別交付金2,998万5,000円、僻地診療施設運営費補助金1,242万2,000円など、合わせて2億1,745万1,000円とするものです。

繰入金につきましては、法定繰入金2,727万4,000円とし、繰越金400万円、諸収入80万3,000円、財産収入1,000円と定め、歳入総額を3億599万1,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費は職員の人件費、業務に係る経費として1,499万3,000円と定めております。

保険給付費は療養給付費及び高額療養給付費の増額により1億7,624万円と定めています。

国民健康保険事業費納付金は6,955万2,000円とするものです。

保健事業費は583万9,000円、基金積立金1,000円、諸支出金として償還金及び還付加算金60万1,000円、診療所特別会計への繰出金3,726万4,000円、予備費150万円と定め、歳出総額を3億599万1,000円と定めるものです。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

続きまして、議案第21号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億934万5,000円と定め、第2条を地方債について、第3条において歳出予算の流用について定めるものであります。

診療所は村内唯一の医療機関として住民の健康管理の拠点となり、一次診療機関として専

専門的な治療が必要と判断した場合は、総合病院等へのパイプ役を担う役割を持ち、村民が安心して暮らせるよう事業を行っております。

令和2年度予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

診療収入において、医科診療所672万1,000円の減額の3,360万円、歯科診療所22万7,000円の増額の1,128万円とし、診療収入の総額を649万4,000円の減額の4,491万円と定めています。

使用料及び手数料は医科診療所10万円、歯科診療所1,000円、繰入金について国民健康保険会計から3,726万4,000円、一般会計から2,568万3,000円とし、総額を6,294万7,000円と定めています。

諸収入は医科76万7,000円、歯科62万円、合計138万7,000円と定め、歳入総額を1億934万5,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費は職員の人件費、業務に係る経費として医科診療所4,697万2,000円、歯科診療所2,294万3,000円とし、総務費の総額を6,991万5,000円と定めております。

医業費については医科医業費1,878万5,000円、歯科医業費478万2,000円とし、医業費の総額を2,356万7,000円と定めています。公債費1,536万3,000円、予備費を50万円と定め、歳出総額を1億934万5,000円と定めるものです。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第22号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,086万8,000円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

主な歳入予算でございますが、1款分担金及び負担金の加入負担金26万4,000円、2款使用料及び手数料、給水使用料が760万円、3款国庫支出金の国庫補助金571万6,000円、5款繰入金4,965万8,000円、6款繰越金20万円、8款村債2,740万円となっております。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費が5,719万7,000円、2款公債費3,317万1,000円でございます。

第2条は地方債について定めております。起債の目的につきましては、第2表地方債によります。

なお、詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第23号 令和2年度道志村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億516万7,000円と定め、第2条において、歳出予算の流用について定めるものであります。

介護保険につきましては、介護認定者は多少増加していますが、保険給付費は平成27年度から減少傾向にあります。介護保険事業については、第7期介護保険事業計画の指針により、地域包括ケアシステムの進化、発展と地域における見守り体制の充実、介護保険サービスの充実と介護保険制度の適切な運営による介護と医療の連携による事業の推進を図っています。

令和2年度の予算につきましては、歳入予算からご説明いたします。

介護保険料につきましては、第7期介護保険事業計画で定めている基準月額6,000円と定め、4,734万1,000円と定めております。使用料及び手数料を1,000円、国庫支出金4,402万2,000円、支払基金交付金5,066万2,000円、県支出金2,906万1,000円、繰入金は法定繰入金として一般会計から3,307万8,000円、基金繰入金から2,000円とするものです。

繰越金は国庫支払基金、県負担金の返還金100万円を繰り入れ、諸収入を2,000円と定め、歳入総額を2億516万7,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費は、介護保険業務を行うための介護保険システム使用料や介護認定審査会などの経費として562万4,000円と定めています。保険給付費については、施設介護サービス給付費の増額により1億8,293万5,000円と定めております。地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業及び包括的支援事業等の減額により1,300、6,000円とし、基金積立金1,000円、諸支出金、償還金及び還付加算金260万2,000円、予備費100万円と定め、歳出総額を2億516万7,000円と定めるものであります。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第24号 令和2年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算について

ご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44万円と定めるものであります。

令和2年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

介護サービス事業収入を25万8,000円、一般会計からの繰入金を18万2,000円とし、歳入総額を44万円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費において、業務を行うためのシステム委託料を44万円と定め、歳出総額を44万円と定めるものであります。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第25号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,894万1,000円と定めております。

主な歳入予算の内容でございますが、1款分担金及び負担金の加入負担金261万9,000円、2款使用料及び手数料の使用料1,782万1,000円、5款繰入金、一般会計繰入金が7,159万9,000円、村債、下水道債が2,680万円でございます。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費9,514万4,000円、2款公債費2,374万7,000円でございます。

第2条は地方債について定めております。起債の目的等につきましては第2表地方債によります。

第3条で歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第26号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,199万6,000円と定めるものであります。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まった制度であります。運営主体は山梨県後期高齢者医療広域連合であり、2年ごとに保険料率を見直すこととされています。令和2年度も保険料率を現行のまま据置きとし、限度額や軽減割合の見直しがあり、市町村の業務として保険料徴収、各種申請受け付け、被保険者証の発行、広報PRなどを担当するものであります。

令和2年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合において、保険料率を現行のまま据え置くことを決定したため、2,180万9,000円と定めております。広域連合支出金の特定健診事業補助金として35万3,000円、使用料及び手数料2,000円、分担金及び負担金12万5,000円、繰入金として一般会計から法定繰入金2,960万3,000円、諸収入を10万4,000円と定め、歳入総額を5,199万6,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費は業務管理費及び事務機使用料として130万4,000円、後期高齢者医療広域連合へ医療負担金として4,918万3,000円、保険事業費の特定健診事業費90万8,000円、諸支出金の保険料還付金10万1,000円、予備費を50万円と定め、歳出総額を5,199万6,000円と定めております。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤和彦君） 以上の8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号から議案第26号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第26号までの8案件については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（佐藤和彦君） 日程19、閉会中の所管事務の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため研修等実施の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は議会運営委員長、各常任委員長申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（佐藤和彦君） ここで長田村長から挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤和彦君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和2年第1回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5日の開会以来、本日の閉会までの会期中にご提出いたしました議案につきまして、議員各位の慎重なるご審議を賜り、全議案につきまして原案どおり議決をいただき、誠にありがとうございました。

議会冒頭の一般質問においてのご質問、ご意見の内容につきましては、いずれも重要で対策が必要な課題ですので、ご指摘を厳正に受け止め、村としても諸課題解決に向け取り組ん



でまいりたいと考えております。

議決いただきました令和2年度当初予算の執行につきましては、その効果が最大限に発揮されるよう、計画的、効率的な執行に努めるとともに徹底した経費の節減を図り、不用額や節約額については確実に留保することとし、予算の執行に当たりたいと考えております。そのほかの案件につきましては、迅速かつ適正な事務執行を行い、村民生活に支障を来さぬよう努めてまいります。

また、7月に行われます東京2020オリンピック競技大会自転車ロードレース競技会場として、しっかりと準備を行い、万全の態勢で大会を迎える所存でございます。

さて、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、新型コロナウイルスの感染により、山梨県においても3月6日に初めて感染患者が発生しました。その翌日も1名発生し、県ではその対応に全庁挙げて取り組んでおります。こうした状況を考慮し、3月9日に道志村新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染防止対策を今まで以上に強化したところであります。今後も新型コロナウイルスの感染状況などに注視し、万全な体制を取り、取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

今期定例会につきまして、議員各位から賜りました多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でありますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。3月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

今期定例会、誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（佐藤和彦君） これで本日の日程はすべて終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（佐藤和彦君） これをもって令和2年第1回道志村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時00分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---